

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、上野原市、甲州市、中央市（以下「参加団体」という。）が令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を共同で選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務
- 2 契約期間
契約締結日から令和7年度中
- 3 業務内容
別紙「令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

第2 事業費（提案上限額）

金56,640,598円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、参加団体ごとの提案上限価格は下表のとおりとする。

甲府市	14,291,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
富士吉田市	6,583,468円（消費税及び地方消費税を含む。）
都留市	5,809,403円（消費税及び地方消費税を含む。）
山梨市	7,296,100円（消費税及び地方消費税を含む。）
韮崎市	6,706,336円（消費税及び地方消費税を含む。）
上野原市	4,323,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
甲州市	7,050,364円（消費税及び地方消費税を含む。）
中央市	4,580,727円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 参加団体のいずれにおいても指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- 3 団体又はその代表者、雇用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員でない者及び参加団体で個別に設置されている「契約における暴力団等排除措置」に関する条例等の規定に基づく入札参加除外措置を受けた入札参加資格者でないこと。
- 4 令和2年4月1日以降に本業務と同種又は類似の地方公共団体受託業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。

第4 スケジュール

- | | | |
|---|--------------------------------|-------------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 令和7年 5月 8日 (木) |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年 5月15日 (木) |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和7年 5月20日 (火) |
| 4 | 企画提案参加表明書の提出期限 | 令和7年 5月27日 (火) |
| 5 | 企画提案書の提出期限 | 令和7年 6月 3日 (火) 正午 |
| 6 | 一次審査(書類審査) | 令和7年 6月 5日 (木) |
| 7 | 一次審査(書類審査)の結果通知、プレゼンテーション審査の案内 | 令和7年 6月 6日 (金) |
| 8 | プレゼンテーション審査 | 令和7年 6月12日 (木) |
| 9 | 選考結果の通知 | 令和7年 6月13日 (金) |
- ※ 一次審査(書類審査)は、原則として応募者が3者を超えた場合のみ実施する。
- ※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年 5月15日(木)まで(必着)

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「水道管漏水調査業務に関する質問」とすること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

甲府市上下水道局 工務部 工務総室 計画課<jougekk@city.kofu.lg.jp>

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案参加表明書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加表明書(様式第2号) 1部

ロ 宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 公募型プロポーザル実施要領第3の4に規定する履行実績が確認できる契約書の写し及び仕様書の写し等 1部

※ 提出書類に基づき、応募資格の審査を行う。応募資格が認められず失格となった場合は、当該応募者に対してその理由を付して文書により通知する。

(2) 提出期限 令和7年 5月27日(火)まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒400-0046

令和 7 年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
山梨県甲府市下石田二丁目 2 3 番 1 号
甲府市上下水道局 工務部 工務総室 計画課（甲府市上下水道局 2 階）

3 企画提案書等の提出

（1）提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第 4 号） 1 部

ロ 企画提案書（任意様式） 8 部及び電子媒体 1 部

企画提案書は A 4 版、片面印刷（カラー印刷可）とし、表紙、目次、企画提案者の概要を除き 10 ページ以内（参考資料等の添付資料を含む）とする。また、電子媒体のデータは PDF 形式によるものとし、CD-R 又は DVD-R により提出すること。

ハ 概算見積書（任意様式） 8 部

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

（2）企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 企画提案者（以下「提案者」という。）の概要

（イ）企業理念

（ロ）売上・経常利益・資本金・従業員数等の経営状況及び事業規模が分かる指標

（ハ）同種又は類似の地方公共団体受託業務実績とその実施年度（令和 2 年 4 月 1 日以降）

ニ 本文

（イ）業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

（ロ）業務の実施フロー

限られた期間での作業となることから、事業目的の実現に向け、特に参加団体との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

（ハ）業務の実施方法

要求水準書第 4 章「4-2. 内容及び企画提案に係る要求水準」について、業務の実施方法を記載すること。

（二）その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。また、業務実施に必要又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年

数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限 令和7年 6月 3日(火) 正午まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒400-0046

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
甲府市上下水道局 工務部 工務総室 計画課(甲府市上下水道局2階)

第6 事業者の決定

1 事業者の選定方法

提案の審査を厳正かつ公平に行うため、令和7年度水道管漏水調査業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、下記3の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

選定委員会における審査により、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、評価合計点の多い順に順位を決定し、第1位の者を選定する。評価合計点の第1位の者が複数者いる場合は、選定委員会において協議の上で事業者を選定する。提案者が1者のみの場合は、評価合計点が満点の6割以上となった場合のみ選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記2(1)の一次審査(書類審査)を実施する。

2 審査内容

(1) 一次審査(書類審査)

イ 実施日 令和7年 6月 5日(木)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記3の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 一次審査(書類審査)結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査 ※詳細は別途案内する。

イ 実施日(予定) 令和7年 6月12日(木)

ロ 実施会場 甲府市上下水道局 3階会議室(甲府市下石田二丁目23番1号)

ハ 審査の実施方法

(イ) プレゼンテーションへの出席者は本業務で予定する業務主任者の出席を必須とし、1者につき4人以内とする。

(ロ) 1者当たりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布や、資料の差し替え等は認めない。

(ニ) スクリーン及びプロジェクターを準備するので、プレゼンテーションにパソコンを使用する際は持参すること。

(ホ) プレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。

(へ) 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

3 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計１００点）により行うものとする。

大項目	審査項目	配点	
		一次審査 (書類審査)	プレゼン テーション 審査
企画内容等 (６０)	業務実績等	１０	１０
	業務実施体制	１０	１０
	要求水準の提案	１０	１０
	要求水準以上の付加価値	１５	１５
	成果品の効果的活用や対外的情報発信	１５	１５
提案価格 (４０)	提案価格	４０	４０
	合 計	１００	１００

【評価合計点の算出方法】

選定委員会では、審査項目ごとに以下のＡ～Ｆの評価を行い、配点に評価係数を乗算・合計することにより評価合計点を算出する。

	A	B	C	D	E	F
評価	特に優れている	優れている	標準	やや劣る	劣る	評価しない
評価係数	１	０．８	０．６	０．４	０．２	０

4 選考結果の公表

プレゼンテーション審査の終了後、選定された事業者の名称を公表する。なお、審査の過程は公表しない。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗違反）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は参加団体に帰属するものとし、参加団体は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、参加団体が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、参加団体に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者(再委託をした場合の事業者を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者(再委託をした場合の事業者を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等、関係例規を遵守しなければならない。

(5) 支払い条件

請負代金は完了時に一括払する。

2 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本業務により得られた成果は、全て参加団体に帰属するものとする。
- (3) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (4) 本業務の実施に関して、事業者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、参加団体と事業者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次参加団体と協議することとする。
- (5) 業務提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、参加団体が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用

- できる。なお、提案書類等は参加団体の情報公開条例等に基づき公表されることがある。
- (6) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る参加団体の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

第9 問い合わせ先

令和7年度衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注協議会事務局
甲府市上下水道局 工務部 工務総室 計画課
〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-267-8017